



兵 労 発 基 1127 第 2 号
令 和 7 年 11 月 27 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
兵庫県支部 支部長 殿

兵庫労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について他（周知依頼）

平素は、労働行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第577条の2第5項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果の個人票を30年間保存しなければならないことを定めているところです。また、則第577条の2第11項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等を記録し、当該記録を30年間保存しなければならないことを定めています。これらの記録について、事業者が事業を廃止しようとするときは、対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出することとする規定が新たに設けられました。

また、則第594条の2第1項に規定する皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）について、厚生労働大臣が定めるものを対象とすることが明確化され、これに基づき皮膚等障害化学物質等が「労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和7年厚生労働省告示第301号）により定められたものです（なお、本改正による皮膚等障害化学物質等の対象物質の変更はございません）。

上記の改正内容につきましては、令和8年1月1日に施行予定となっておりますので、貴団体におかれましても、別添文書の内容をご理解いただきますとともに、傘下の会員事業場等に広くご周知いただきますようお願い申し上げます。

基 発 1118 第 1 号
令和 7 年 11 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）及び「労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）については、令和 7 年 11 月 18 日に公布及び告示され、令和 8 年 1 月 1 日から施行又は適用されることとされたところである。

これらの改正省令及び皮膚等障害告示の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正等の趣旨

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 577 条の 2 第 5 項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し、医師又は歯科医師による健康診断を行ったときは、その結果の個人票を 30 年間保存しなければならないことを定めている。また、則第 577 条の 2 第 11 項において、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のばく露の状況等を記録し、当該記録を 30 年間保存しなければならないことを定めている。これらの記録について、事業者が事業を廃止しようとするときは、対象記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を設けたものである。

また、則第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）について、厚生労働大臣の定めるところにより規定するとともに、皮膚等障害化学物質等は皮膚等障害告示で定めたものである。

なお、皮膚等障害告示で規定する皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされており、別途通知するところにより、労働基準局長が定める。

第2 改正の要点

1 改正省令関係

- (1) 事業を廃止しようとするときのがん原性物質に係る対象記録等の所轄労働基準監督署長への提出（則第577条の2の2関係）

則第577条の2第5項及び同条第11項に規定するがん原性物質に係る記録等に関して、事業者が事業を廃止する場合の当該記録等の取扱いが規定されていないことから、事業を廃止しようとするときに当該記録等を所轄労働基準監督署長に提出する規定を新たに設けたものであること。

- (2) 皮膚等障害化学物質等を規定する告示（則第594条の2関係）

則第594条の2第1項で定める皮膚等障害化学物質等のうち皮膚刺激性有害物質及び皮膚吸収性有害物質については、その定義を令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」により示していたところであるが、日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果（以下「国が行うGHS分類の結果」という。）に基づく皮膚刺激性有害物質については、国が行うGHS分類の結果の公表時に即時、皮膚等障害化学物質等として関係規定が適用されることから、事業者がSDSの作成やリスクアセスメント等を行うための十分な準備期間を設けるため、有害性の分類がなされた時期を含め、厚生労働大臣が定めることとしたものであること。

- (3) 施行期日（改正省令附則第1項関係）

改正省令は、令和8年1月1日から施行すること。

2 皮膚等障害告示関係

- (1) 告示の概要

則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物（鉛、1，3-プロパンスルトン、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第16条第1項各号に掲げる物（石綿等（令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を除く。）、令別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規

定する鉛化合物及び令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。)として厚生労働大臣が定めるものとして、次のアからウまでに掲げる事項を定めたこと。

- ア 皮膚刺激性有害物質（皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいう。）
- イ 皮膚吸収性有害物質（皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるものをいう。）
- ウ 製剤その他の物（ア又はイの物質を含有する製剤その他の物をいう。）

(2) 施行日

令和8年1月1日から適用する。

第3 細部事項

1 事業を廃止しようとするときのがん原性物質に係る対象記録等の所轄労働基準監督署長への提出（則第577条の2の2関係）

本規定の「事業を廃止しようとするとき」とは、すべての事業の廃止により事業者が会社等を解散しようとする場合であり、がん原性物質を取り扱う事業を廃止したとしても会社等が存続する場合は、当該会社等の事業者が引き続きがん原性物質に係る対象記録等の保存の義務を負うことから、本規定は適用されないこと。

2 皮膚等障害物質等から除外する物質について（皮膚等障害告示関連）

皮膚等障害化学物質について、鉛、1, 3-プロパンスルトン、令第16条第1項各号に掲げる物（石綿等を除く。）、令別表第3に掲げる物、令別表第4第6号に規定する鉛化合物及び令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛以外の物に限るとしているのは、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質を除外する趣旨であること。

3 国が行うGHS分類の結果の日付による限定について（皮膚等障害告示関連）

第1号イで定める皮膚刺激性有害物質の対象については、国が行うGHS分類の結果について、告示で定める日までに特定の有害性区分に該当すると分類されたものに限定することにより、事業者がSDSの作成等を行うための十分な準備期間を与える趣旨であること。当該告示で定める日については、今後、毎年度国が行うGHS分類の結果の公表に併せて皮膚等障害告示

を改正することにより、皮膚等障害化学物質等として追加等を行う予定であり、その場合の皮膚等障害化学物質等の追加に係る適用日は、国が行うGHS分類の結果の公表の約2年後（ただし、皮膚等障害化学物質等の削除は即日適用）とする予定であること。

なお、皮膚等障害告示の改正により皮膚等障害化学物質等に該当することとなる物について、改正が適用されるまでの間は、安衛則第594条の3第1項に基づき、それを製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に適切な保護具を使用させるよう努めなければならないとされていることに留意すること。

第4 その他

(1) 皮膚等障害化学物質等について

皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の第4の8（2）において、「本規定の「皮膚等障害化学物質等」には、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの及び別途示すものが含まれること。」としていたが、今後は第2の1（2）によること。

(2) 皮膚障害等防止用保護具の備付けが必要な業務について

則第594条に規定する皮膚障害等防止用保護具の備付けが必要な業務には、皮膚等障害化学物質等を製造し、又は取り扱う業務が当然に含まれること。

基 発 1118 第 2 号
令和 7 年 11 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 113 号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「則」という。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第 594 条の 2 第 1 項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和 7 年厚生労働省告示第 301 号、以下「皮膚等障害告示」という。）に規定されたところである。皮膚等障害告示においては、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされたところである。

ついては、皮膚等障害告示に規定する皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）について、下記のとおり定めるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」（令和 5 年 7 月 4 日付け基発 0704 第 1 号）については、本通知の適用に伴い廃止する。

記

1 皮膚吸収性有害物質に該当するもの

皮膚等障害告示第 1 項第 2 号に規定する、「皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質であって、厚生労働省労働基準局長が定めるもの」は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する化学物質として、別添で定める物であること。

- (1) 日本産業規格 Z 7252 (GHS に基づく化学品の分類方法) の附属書 B に定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果 (以下「国が行う GHS 分類の結果」という。)、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値 (則第 577 条の 2 第 2 項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。) 又は米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) 等が公表する職業ばく露限界値 (以下「濃度基準値等」という。) が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報 (疫学研究、症例報告、被験者実験等) があること
 - イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
 - ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること
- (2) 国が行う GHS 分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性 (特に皮膚発がん) を示すことが知られている物質
- (3) 国が行う GHS 分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性 (経皮) が区分 1 に分類されている物質

2 皮膚吸収性有害物質を含有する製剤その他の物の裾切値

皮膚等障害告示第 1 項第 3 号の「労働基準局長が定める基準」とは、国が行う GHS 分類の結果に基づき、別表の左欄に掲げる有害性区分に応じ、同表の右欄に掲げる含有量の値 (同表の左欄に掲げる有害性区分のうち 2 以上の有害性区分に該当するものにあつては、その該当する有害性区分に係るそれぞれの含有量の値のうち、最も低いもの。) であること。

別表

有害性区分		皮膚吸収性有害物質の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分	
急性毒性	1～4	1パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性	1～2	
呼吸器感作性又は皮膚感 作性	1	
生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント
	2	1パーセント
生殖毒性 [※]	1	0.3パーセント
	2	1パーセント
特定標的臓器毒性（単回 ばく露）	1～3	1パーセント
特定標的臓器毒性（反復 ばく露）	1～2	
誤えん有害性	1	

皮膚吸収性有害物質一覧

通し番号	労働安全衛生法令の名称	備考
1	アクリル酸	
2	アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル	
3	アクリル酸メチル	
4	アクロレイン	
5	アジ化ナトリウム	
6	アジポニトリル	
7	アスファルト	
8	アセチルアセトン	
9	アセトニトリル	
10	アセトンシアノヒドリン	
11	アニリン	
12	アフラトキシン	
13	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	
14	3-アミノ-1-プロペン	
15	アリルアルコール	
16	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
17	アリル=メタクリレート	国によるGHS分類の名称
18	3-(アルファ-アセチルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)	
19	安息香酸	国によるGHS分類の名称
20	安息香酸カリウム塩	国によるGHS分類の名称
21	イソオクタノール	国によるGHS分類の名称
22	イソシアン酸メチル	
23	N-イソプロピルアニリン	
24	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	
25	イソプロピルアミン	
26	インデノ [1, 2, 3-c d] ピレン	国によるGHS分類の名称
27	ウラン	
28	エチルアミン	
29	エチル=3-エトキシプロパノアート	国によるGHS分類の名称
30	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	
31	エチル=パラ=ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)	

32	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	
33	(3S, 4R)-3-エチル-4-[(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル)メチル]オキソラン-2-オン (別名ピロカルピン)	
34	N-エチルモルホリン	
35	エチレングリコール	
36	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	
37	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	
38	エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	
39	エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	
40	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	
41	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
42	エチレンクロロヒドリン	
43	エチレンジアミン	
44	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビビリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)	
45	エピクロロヒドリン	
46	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
47	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
48	塩化アリル	
49	塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	
50	塩素化ジフェニルオキシド	
51	オキシビス (チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラエチル (別名スルホテップ)	
52	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	
53	オクタクロロナフタレン	
54	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	
55	2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン	国によるGHS分類の名称
56	オルト-アニシジン	
57	オルト-ジクロロベンゼン	
58	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	
59	カテコール	
60	カルシウムシアナミド	
61	ギ酸メチル	
62	キシリジン	
63	キシレン	
64	グリオキサール	国によるGHS分類の名称

65	クリセン	国によるGHS分類の名称
66	クレゾール	
67	クロム及びその化合物	オキシ塩化クロム（V）に限る。
68	クロルデコン	国によるGHS分類の名称
69	クロロアセチル＝クロリド	
70	クロロアセトアミド	国によるGHS分類の名称
71	クロロアセトン	
72	o-クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
73	クロロアニリン（3-クロロアニリン）／クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
74	クロロ酢酸	
75	クロロ酢酸メチル	国によるGHS分類の名称
76	1-クロロ-4-（トリクロロメチル）ベンゼン	
77	2-クロロニトロベンゼン	
78	3-（6-クロロピリジン-3-イルメチル）-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド（別名チアクロプリド）	
79	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	
80	1-クロロ-2-プロパノール	
81	2-クロロ-1-プロパノール	
82	2-クロロプロピオン酸	
83	クロロメタン（別名塩化メチル）	
84	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリンに限る。
85	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル＝O', O''-ジエチル＝ホスホチオアート	
86	1, 2-酸化ブチレン	
87	シアナミド	
88	2, 4-ジアミノアニソール	
89	2, 4-ジアミノトルエン	
90	シアン化カルシウム	
91	ジイソプロピル-S-（エチルスルフィニルメチル）-ジチオホスフェイト	
92	ジエタノールアミン	
93	N, N-ジエチル亜硝酸アミド	
94	2-（ジエチルアミノ）エタノール	
95	ジエチルアミン	
96	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	
97	ジエチル-1-（2', 4'-ジクロルフェニル）-2-クロルビニルホスフェイト	

98	ジエチル- (1, 3-ジチオシクロペンチリデン) -チオホスホルアミド	
99	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	
100	ジエチレングリコールジメチルエーテル	国によるGHS分類の名称
101	ジエチレントリアミン	
102	1, 4-ジオキサン-2, 3-ジイルジチオビス (チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラエチル (別名ジオキサチオン)	
103	シクロヘキサノール	
104	シクロヘキサノン	
105	3, 4-ジクロロアニリン	国によるGHS分類の名称
106	ジクロロ酢酸	
107	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	国によるGHS分類の名称
108	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	
109	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	
110	1, 3-ジクロロプロペン	
111	ジシクロヘキシルアミン	国によるGHS分類の名称
112	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル (別名スルプロホス)	
113	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	
114	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名ホレート)	
115	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	
116	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H)-イル) メチル] (別名アジンホスメチル)	
117	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)	
118	ジニトロトルエン	国によるGHS分類の名称
119	ジニトロベンゼン	
120	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール	
121	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ) エタノール	
122	ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)	
123	2-ジフェニルアセチル-1, 3-インダンジオン	
124	1, 2-ジブromoエタン (別名EDB)	
125	1, 2-ジブromo-3-クロロプロパン	
126	ジベンゾ [a, h] アントラセン (別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	

127	ジベンゾ [a, h] ピレン	国によるGHS分類の名称
128	ジベンゾ [a, i] ピレン	国によるGHS分類の名称
129	N, N-ジメチルアセトアミド	
130	N, N-ジメチルアニリン	
131	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)	
132	3, 7-ジメチル-2, 6-オクタジエナール (別名シトラール)	国によるGHS分類の名称
133	ジメチルカルバモイル=クロリド	
134	ジメチルジスルフィド	
135	ジメチルスルホキシド	国によるGHS分類の名称
136	N, N-ジメチルニトロソアミン	
137	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	
138	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩	
139	2, 2-ジメチル-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ)	国によるGHS分類の名称
140	N, N-ジメチルホルムアミド	
141	臭化エチル	
142	すず及びその化合物	テトラメチルスズに限る。
143	4-ターシャリーブチルフェノール	国によるGHS分類の名称
144	タリウム及びその化合物	国によるGHS分類の名称
145	チオジ (パラ-フェニレン) -ジオキシービス (チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラメチル (別名テメホス)	
146	チオフェノール	
147	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	
148	チオリン酸O, O-ジエチル-エチルチオエチル (別名ジメトン)	
149	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル) (別名ピリダフェンチオン)	
150	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル) (別名クロルピリホス)	
151	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-ピラジニル) (別名チオナジン)	
152	チオリン酸O, O-ジエチル-O- [4- (メチルスルフィニル) フェニル] (別名フェンスルホチオン)	
153	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン)	

154	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)	
155	デカボラン	
156	テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)	
157	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)	
158	テトラヒドロフラン	
159	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
160	テトラメチルこはく酸ニトリル	
161	灯油	
162	トリエチルアミン	
163	トリクロロエタン	
164	トリクロロナフタレン	
165	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン (別名メトキシクロル)	
166	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	
167	2, 3, 4-トリクロロ-1-ブテン	国によるGHS分類の名称
168	1, 2, 3-トリクロロプロパン	
169	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
170	1, 3, 5-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
171	トリニトロトルエン	2, 4, 6-トリニトロトルエンに限る。
172	トルイジン	オルト-トルイジンを除く。
173	トルエン	
174	ナトリウム=1-オキソ-1λ(5)-ピリジン-2-チオラート	国によるGHS分類の名称
175	1-ナフチルチオ尿素	
176	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	
177	ニコチン	
178	二硝酸プロピレン	
179	ニトログリセリン	
180	N-ニトロソジエタノールアミン	国によるGHS分類の名称
181	N-ニトロソモルホリン	
182	ニトロトルエン	2-ニトロトルエン及び3-ニトロトルエンに限る。
183	ニトロプロパン	1-ニトロプロパンに限る。
184	ニトロベンゼン	
185	二硫化炭素	

186	ノルマル-ブチルアミン	
187	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
188	ノルマルヘキサン	
189	パラ-アニジン	
190	パラ-クロロアニリン	
191	パラ-ターシャリーブチル安息香酸	
192	パラ-ニトロアニリン	
193	ピクリン酸	
194	ビス(2-クロロエチル)エーテル	
195	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	
196	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)	
197	ビス(ジチオリン酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル(別名エチオン)	
198	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名カズサホス)	
199	ヒドラジン及びその一水和物	ヒドラジンに限る。
200	ヒドロキノン	
201	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	
202	N-ビニル-2-ピロリドン	
203	ビフェニル	
204	ビリジン	
205	2-ビリジンチオール-1-オキシドの亜鉛塩(別名ジंकビリチオン)	国によるGHS分類の名称
206	フェナントレン	国によるGHS分類の名称
207	フェニルオキシラン	
208	フェニルヒドラジン	
209	N-フェニル-1, 4-ベンゼンジアミン	国によるGHS分類の名称
210	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミンに限る
211	フェノチアジン	
212	1-ブタノール	
213	o-フタルアルデヒド	国によるGHS分類の名称
214	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	
215	ブタン-2-オン=オキシム	国によるGHS分類の名称
216	2, 3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	
217	1-ブタンチオール	
218	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	国によるGHS分類の名称
219	2-ブテナール	
220	フルオロ酢酸ナトリウム	
221	フルフラール	

222	フルフリルアルコール	
223	プロピルアルコール	ノルマル-プロピルアルコールに限る。
224	プロピレンイミン	
225	プロピレングリコールエチルエーテル (別名1-エトキシ-2-プロパノール)	国によるGHS分類の名称
226	2-プロピン-1-オール	
227	2-プロポキシエタノール	国によるGHS分類の名称
228	プロモクロロメタン	
229	プロモジクロロメタン	
230	2-プロモ-2-ニトロプロパン-1, 3-ジオール (別名プロノボル)	国によるGHS分類の名称
231	2-プロモプロパン	
232	3-プロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	
233	ヘキサクロロエタン	
234	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	
235	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	
236	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	
237	ヘキサクロロナフタレン	
238	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)	
239	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)	
240	ヘキサクロロベンゼン	
241	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (別名シクロナイト)	
242	ヘキサフルオロアセトン	
243	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	
244	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)	
245	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロル)	
246	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	
247	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS)	
248	ベンジルアルコール	
249	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	

250	ベンゾ [a] アントラセン	
251	ベンゾ [a] ピレン	
252	ベンゾ [e] フルオラセン	
253	ベンゾ [j] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
254	ベンゾ [k] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
255	ペンタクロロナフタレン	
256	ホルムアミド	
257	無水フタル酸	
258	メターキシリレンジアミン	
259	メタクリル酸	
260	メタクリル酸 2, 3 - エポキシプロピル	
261	メタクリロニトリル	
262	メタノール	
263	N - メチルアニリン	
264	メチル = イソチオシアネート	
265	メチルエチルケトン	
266	N - メチルカルバミン酸 2 - セカンダリ - プチルフェニル (別名フェノ ブカルブ)	
267	メチルシクロヘキサノン	
268	2 - メチル - 4, 6 - ジニトロフェノール	
269	2 - メチル - 4 - (2 - トリルアゾ) アニリン	
270	メチルナフタレン	
271	メチル - ノルマル - プチルケトン	
271	メチルヒドラジン	
273	メチルビニルケトン	
274	N - メチル - 2 - ピロリドン	
275	3 - メチル - 1 - (プロパン - 2 - イル) - 1 H - ピラゾール - 5 - イ ル = ジメチルカルバマート	
276	4 - メチル - 2 - ペンタノール	
277	N - メチルホルムアミド	
278	S - メチル - N - (メチルカルバモイルオキシ) チオアセチミデート (別名メソミル)	
279	4, 4' - メチレンジアニリン	
280	メチレンビス (4, 1 - フェニレン) = ジイソシアネート (別名MD I)	
281	1 - (2 - メトキシ - 2 - メチルエトキシ) - 2 - プロパノール	
282	メルカプト酢酸	
283	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	
284	モルホリン	
285	ヨードホルム	
286	ラクトニトリル (別名アセトアルデヒドシアンヒドリン)	
287	りん酸ジ - ノルマル - プチル	
288	りん酸ジ - ノルマル - プチル = フェニル	

289	りん酸 1, 2-ジブロモ-2, 2-ジクロロエチル=ジメチル (別名ナレド)	
290	りん酸ジメチル= (E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル (別名ジクロトホス)	
291	りん酸ジメチル= (E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロペン-2-イル (別名モノクロトホス)	
292	りん酸ジメチル= 1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビンホス)	
293	りん酸トリトリル	りん酸トリ (オルトトリル) に限る。
294	りん酸トリノルマルブチル	
295	六塩化ブタジエン	
296	ロテノン	

○厚生労働省告示第三百一号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百九十四条の二第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則第五百九十四条の二第一項の皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

一 皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三―プロパンスルトン、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、次のイ又はロに該当するもの

イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する物であつて、令和七年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ロ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項の規定による通知において、皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性又は呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかの区分が区分一に該当する旨が示されたもの

二 皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（鉛、一・三―プロパンスルトン、令第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等を除く。）、令別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（第一号に掲げる物の含有量が一重量パーセント以上であるもの又は前号に掲げる物の含有量が厚生労働省労働基準局長の定める基準以上であるものに限る。）

○厚生労働省令第百十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

第五百七十七条の二の二 がん原性物質を製造し、又は取り扱う事

業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書（様式第二十四号の三）に次のリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 前条第五項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）

二 前条第十一項第二号（リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。）及び同項第三号の記録

第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならぬ業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

2
(略)

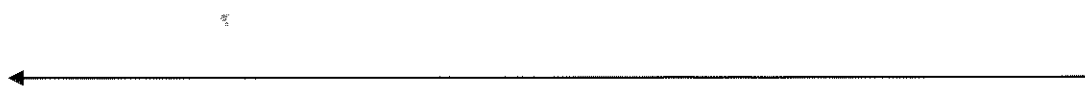
改正前

(新設)

第五百九十四条の二 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤（皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物に限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う業務（法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならぬ業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。）に労働者を従事させるときは、不透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

2
(略)

様式第二十四号の二の次に次の様式を加える。



様式第24号の3(第577条の2の2関係)

がん原性物質関係記録等報告書

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	電話 ()
製造し、又は取り扱ったがん原性物質の名称	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 この報告書に記載しきれない事項については別紙に記載して添付すること。

附 則

この省令は、令和八年一年一日から施行する。